

東京都北区町会・自治会Wi-Fi環境整備等支援事業助成金交付要綱

6北地地第1386号

令和6年5月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）内の町会・自治会（以下「町会等」という。）がインターネットを活用したコミュニティ情報発信等を行うウェブサイト（区長が認めるソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を含む。）の開設、更新等を独自に行うに当たって必要なWi-Fi環境整備等に係る経費の一部を助成することにより、地域における情報発信環境の整備を推進するとともに、地域住民間の情報発信及び共有の場を創出し、町会等活動の活性化に資することを目的とする。

(助成団体の資格)

第2条 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとする町会等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町会等の活動及び地域情報をLINE、Facebook、X、Instagram等のSNSにおいて発信し、又はウェブサイトに掲載していること。
- (2) 町会等の活動及び地域情報の発信その他町会等の活動に供するため、LAN設備を導入し、又は導入を予定していること。

(助成金の交付対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 無線LAN設備を導入するためのWi-Fiルーターの購入又はリースに係る経費
- (2) 固定回線設置時の工事に係る経費
- (3) 毎月のインターネット接続サービスの利用に係る経費
- (4) 町会等のSNS又はウェブサイトの開設、更新及び維持に係る経費

(助成金額等)

第4条 助成金の交付額は前条各号に掲げる経費の合計額とし、次条の規定による交付申請（以下「申請」という。）1回につき3万円を上限とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 助成金の交付対象となる支出の期間は、申請を行う年度の4月1日から12月末日まで及びその前年度の1月1日から3月末日までとする。

3 助成金の交付は、最大5回（同一年度に1回に限る。）まで受けることができるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする町会等（以下「申請者」という。）は、東京都北区町会・自

治会W i - F i 環境整備等支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（別記第 1 号様式）
又は電子申請手続におけるこれに相当するものに、必要事項を記入し、又は入力し、書
面又は電磁的記録により次に掲げる書類を添えて、地域振興部長が別に定める期日まで
に東京都北区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

- (1) 領収書の写しその他の助成金の交付対象となる支出を証明できる書類
- (2) その他区長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第 6 条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査をし、助成金の
交付をするときは東京都北区町会・自治会W i - F i 環境整備等支援事業助成金交付決
定通知書（別記第 2 号様式。以下「決定通知」という。）により、助成金の交付をしない
ときは東京都北区町会・自治会W i - F i 環境整備等支援事業助成金不交付決定通知書
（別記第 3 号様式）により申請者に通知する。

（助成金の支払）

第 7 条 決定通知を受けた町会等（以下「助成団体」という。）は、東京都北区町会・自治
会W i - F i 環境整備等支援事業助成金請求書（別記第 4 号様式）により、区長に助成
金の支払を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成団体に対し助成金を支払うもの
とする。

（交付決定の取消し等）

第 8 条 区長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の
全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不適當であると区長が認める
とき。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を東京都北区町会・
自治会W i - F i 環境整備等支援事業助成金交付決定取消通知書（別記第 5 号様式）に
より助成団体に通知する。

（助成金の返還）

第 9 条 区長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に助成金が
交付されているときは、助成団体に対して期限を定めてその返還を求めるものとする。

（帳簿等の整備及び保管）

第 1 0 条 助成団体は、助成金に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を

整理し、かつ、助成が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(検査)

第11条 助成団体は、区長が助成事業の運営、経理等の状況について検査を求めた場合又は助成事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

付 則 (令和6年度9月17日副区長専決 6北地地第2121号)

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。